

平成27年小野町議会定例会3月会議

議事日程（第3号）

平成27年3月13日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長、各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第 3号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第8号）
〔討論、採決、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 4 議案第 4号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 5号 平成26年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 6号 平成26年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 議案第 7号 平成26年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 8号 平成26年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 9号 平成26年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第10号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第11号 平成27年度小野町一般会計予算
〔討論、採決、以下日程第19まで同じ〕
- 日程第12 議案第12号 平成27年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 平成27年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第14号 平成27年度小野町除染対策事業特別会計予算
- 日程第15 議案第15号 平成27年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 平成27年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 平成27年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 平成27年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成27年度小野町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第20号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
〔討論、採決、以下日程第24まで同じ〕
- 日程第21 議案第21号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第22 議案第22号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第23 議案第23号 小野町放課後児童クラブ条例について
- 日程第24 議案第24号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第25 議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第37まで同じ〕
- 日程第26 議案第26号 小野町課設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 小野町地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 小野町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 小野町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 小野町ふるさと文化の館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 8 議案第 4 0 号 小野町道路線の認定について
〔討論、採決、以下日程第 3 9 まで同じ〕
- 日程第 3 9 議案第 4 1 号 小野町道路線の変更について
- 日程第 4 0 請願・陳情の採択、不採択の決定
- 日程第 4 1 特別委員会委員長の中間報告

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 1 まで議事日程に同じ

(追 加)

- 日程第 1 議案第 4 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に付き意見を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決〕
- 日程第 2 議員提出議案第 2 号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 3 議員提出議案第 3 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
-

出席議員（12名）

1番	会田明生君	2番	吉田康市君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	宇佐見留男君	8番	水野正廣君
9番	遠藤英信君	10番	佐・登君
11番	久野峻君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	鈴木慎也君
教育長	西牧裕司君	総務課長	阿部京一君
企画商工課長	山名洋一君	税務課長	宗像喜也君
町民生活課長 兼除染推進室長	村上春吉君	健康福祉課長	藤井義仁君
農林振興課長 兼農業委員会 事務局長	石井一一君	地域整備課長	遠藤靖次君
教育課長	吉田吉広君	会計管理者 兼出納室長	佐藤浩君
代表監査委員	先崎福夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	折笠顕一
書記	草野隆行	書記	清野昭雄

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） ただいまから、平成27年小野町議会定例会3月会議、第9日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎委員長の審査結果報告

- 議長（村上昭正君） 日程第1、予算審査特別委員会及び各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長。8番、水野正廣委員長。

[予算審査特別委員会委員長 水野正廣君登壇]

- 予算審査特別委員会委員長（水野正廣君） 予算審査特別委員会における付託事件の審査の結果、並びに経過について、ご報告を申し上げます。

平成27年小野町議会定例会3月会議において、予算審査特別委員会に付託された事件は、予算審査特別委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配布の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げます、予算審査特別委員会の報告といたします。

- 議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。9番、遠藤英信委員長。

[総務文教常任委員会委員長 遠藤英信君登壇]

- 総務文教常任委員会委員長（遠藤英信君） 平成27年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表及び請願・陳情文書表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告をいたします。

議案第24号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務専念義務が設けられたことから、一般職に準じ当該義務が免除される例外規定を設け、平成27年4月1日より施行

するものであります。

なお、この条例の施行については、現に在任する教育長の任期中においては、本条例は適用しないものであります。

審査にあたっては、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より現に在任する教育委員長の任期について質問がありました。

次に議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、職員の通勤手当について、近年のガソリン価格の変動など、職員の通勤事情を踏まえ、手当額について検討する必要があるとの福島県人事委員会からの報告を受けたことから、県に準じ通勤手当の限度額を引き上げるものであり、平成27年4月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、通勤手当の上限額引き上げに伴う平成27年度当初予算額について、質問がありました。

次に議案第26号 小野町課設置条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、昨年より当町が過疎地域に指定されたこと、また、「ひと・まち・しごと創生法」が制定されたことに伴い、町独自の取り組みが必要とされることから、将来を見据えた計画策定を行うため、企画政策部門を充実させるとともに、企画商工課で所管する商工観光・交流事業を農林振興課で所管する農作物の6次化事業と複合させ、農・商・工を一体的に実施するため、企画商工課を企画政策課に、農林振興課を産業振興課へ改めるものであります。

また、町が行う土木及び建築等の技術的業務を地域整備課において一括して実施し、組織のスリム化を図るもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、企画政策課の職員数及び地域整備課の所管事業について、質問がありました。

次に議案第33号 地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例である、町長等の給与及び旅費に関する条例、小野町特別職報酬等審議会条例及び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものであります。

内容としましては、改正後の地方教育の組織及び運営に関する法律では、新たな教育長は議会同意による任命となり、特別職となるため、教育長の給与及び旅費に関する規定を、町長等の給与及び旅費に関する条例において定め直す改正及び小野町特別職報酬等審議会の審議対象に教育長を追加するなどの改正を行うもので、平成27年4月1日から施行するものでありますが、現に在職する教育長の任期中においては改正前の規定を適用するものであります。

審査にあたっては、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

次に議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案についても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の旅費規定が別条例で規定されることから当該条文を削除、また、教育委員会委員長職が廃止されることから別表に定める委員長職の報酬額の項を削除する改正を行うものです。さらに、学校医及び学校歯科医の報酬を近隣町村との均衡を図るための改正を行うものであり、平成27年4月1日から施行するものでありますが、教育長の旅費規定及び教育委員会委員長職の報酬額削除については、現に在職する教育長の任期中においては、改正前の規定を適用するものであります。

審査にあたっては、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、現に在職する教育委員会委員長の経過措置について、質問がありました。

次に議案第35号 小野町保育所条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「子ども・子育て関連3法」の施行に伴い、保育の実施基準が国から示されることなどから、町が行う保育の必要性の認定基準は新たに規則で制定するための条項の整理を行うもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

次に、議案第36号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、議案第35号同様、「子ども・子育て関連3法」の施行に伴い、幼稚園保育料について国より新たな基準が示されたことにより、保育園保育料と同じく保護者の所得状況による階層が導入されるため、保育料の改正を行うとともに、保育料の階層区分が導入されることで、低所得者に対する減免措置も図られることから、関係条項の整理を行うもので、平成27年4月1日より施行するものです。

審査にあたっては、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

次に議案第37号 小野町ふるさと文化の館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、平成19年4月より旧つくし児童園が小野町図書館分館として設置されており、住民への読書活動の推進を図っていたところですが、利用者が少なく、施設が有効利用されていないことから、財産処分を行い多様な用途利用を踏まえた利活用を図るため、分館設置の条項を削除する改正を行うものであり、平成27年4月1日より施行するものです。

審査にあたっては、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、旧つくし児童園の利活用予定について、質問がありました。

次に、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について。

本陳情については、慎重審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情について、福島県の最低賃金の引き上げは、全労働者の約4割を占める非正規労働者の所得向上に寄与し、内需拡大、デフレからの脱却、労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出対策、また、昨年の消費税率引き上げによる影響からのセーフティネット機能として必要不可欠であります。

また、福島県の最低賃金は、時間額689円と全国でも31番目の低い水準にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いため、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げを求め意見書の提出を求めるものです。

審査にあたっては、企画商工課長に出席を求め、参考意見を聴取したものであります。

以上が、平成27年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（村上昭正君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。8番、水野正廣委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（水野正廣君） 平成27年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表及び陳情文書表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第20号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成27年度からはじまる子ども・子育て支援新制度で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準等については、子ども・子育て支援法により国の定める基準に従い、市町村ごとに条例で定めることとされたため、本条例を制定するものであり、平成27年4月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、民間の保育園の取り扱いについての質問がありました。

議案第21号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、子ども・子育て支援新制度で、家庭的保育事業等の地域型保育給付の対象となる事業所を、認可事業所として位置づけるため、その基準については、児童福祉法第34条の16第1項により、市町村ごとに条例で定めることとされたため、本条例を制定するもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、公設の保育園取扱について質問がありました。

議案第22号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び

運営について、国で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたため、本条例を制定するもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、参酌すべき基準と国基準の違い及び放課後児童支援員について質問がありました。

議案第23号 小野町放課後児童クラブ条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、現在まで要綱により放課後児童クラブ事業が実施運営されていたが、新子ども・子育て支援制度が開始され、当該事業の運営基準等についても定められるため、本条例を制定するものであります。

内容といたしましては、児童クラブの名称、実施場所、対象児童、利用料等を定めるもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、利用人数の見込みについて質問がありました。

議案第27号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、平成27年度より平成29年度までの第6期介護保険計画期間における介護保険料について、高齢者の増加、平均寿命の伸びなどに伴う要介護認定者の増加傾向に鑑み介護サービスの供給量を増加させたことから、引き上げを行うものであります。

内容といたしましては、介護保険第1号被保険者保険料について、基準保険料率を26パーセント引き上げる一方、低所得者には公費による軽減措置を行うもので、平成27年4月1日から施行するものであります。

審査にあたっては、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、保険料の所得段階の内容について質問がありました。

議案第28号 小野町地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について、及び議案第29号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

今回改正対象となる町の条例については、一部条項を除き国の基準に従って制定したことから、改正にあたっては、国の基準どおり改正する内容であり、平成27年4月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、改正内容に関する質問がありました。

議案第30号 小野町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、改正するものであります。

内容につきましては小規模多機能型住宅介護の登録定員の規定、及び認知症対応型共同生活介護事業者が、効率的にサービスを提供できるようユニット数の標準を増やすことができる規定を明確化するとともに、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、宿泊サービスを実施している事業所について、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるなどの改正を行うもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

審査にあたっては、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。委員より、改正内容について質問がありました。

議案第31号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、老朽化等に伴い、町営住宅の解体を行ったことにより、住宅管理戸数を改めるものであり、公営住宅法に基づき設置した住宅の中の、槻木内団地、七生根団地、須和間団地の戸数をそれぞれ改め、戸数の合計を「257戸」から「250戸」に改めるものであり、平成27年4月1日から施行するものであります。

審査にあたっては、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第32号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が本年4月から施行されることから、小野町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。内容といたしましては、道路占用料の額は固定資産税評価額等を勘案して算定されておりますが、国においては市町村合併等による地価変動が発生し、従来の所在区分では適切に反映できず、新たな区分を設けたところであります。

県においても、これを踏まえた条例が公布となったことから、町においても国・県と同等とするため改正を行うもので、平成27年4月1日から施行するものであります。

審査にあたっては、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

委員より、新たな区分の内容について、質問がありました。

議案第40号 小野町道路線の認定について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、基幹農道整備事業により整備された大字浮金字日影を起点、大字浮金字館を終点とする延長2,614メートルの農道が町に管理移管されたことから、また、今年度、町が取得し整備中である中通住宅団地内の路線、延長80メートルを今後、町道として適正な管理を行うため、道路法第8条第2項の規定により、それぞれ「日影・館線」「中通5号線」として町道の認定を求めるものであります。

審査にあたっては、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

議案第41号 小野町道路線の変更について審査いたしました。

本案については、慎重審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、浮金中線及び七ツ椀線につきましては、基幹農道整備事業により整備された日影・館線が町に管理移管されたことに伴い、終点部の延長が短くなったことにより、また小治郎・下都線及び請地・本南内線につきましては、町道の整備に伴い、町道と連続している農道部を町道と同様な整備を完了したことから、道路法

第10条第2項及び第3項の規定による変更を求めるものであります。

審査にあたっては、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

次に、陳情第1号 農道（上合内地区）の町道編入と拡幅整備に関する陳情書について、その審査結果を報告いたします。

本陳情は、住民生活の重要な役割を果たす、大字浮金字上合内地内の農道について、幅員が狭小であるため大型車両の通行が困難であることや、災害時の車両による避難通路が他に確保されていないなど、地域住民の不安材料となっておる。そのため、災害等が発生した場合、地域住民の安全な避難道路の確保を図る必要があり、地域住民の不安解消のためにも、早期に本路線の町道編入と拡幅整備を求める内容であります。

審査にあたっては、現地調査を行うとともに地域整備課長の出席を求め、内容の説明を受けました。

審査の結果、本陳情の趣旨に同意できることから、採択すべきものと決定いたしました。

なお、陳情者には、本農道の町道認定及び拡幅整備は、町執行部の判断により実施されることである旨を陳情結果とあわせて申し添えることといたします。

委員から、町道認定の基準及び整備について、他の地域との衡平を考慮しなければならない、との意見がありました。

以上が、平成27年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第2、予算審査特別委員会委員長及び各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで、予算審査特別委員会委員長及び各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第3号～議案第10号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第3、議案第3号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第8号）から日程第10、議案第10号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）まで、8議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第3号から議案第10号まで、8議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第10号までの討論を終わります。

◎議案第3号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第3号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第8号）についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号～議案第10号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第4号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第10号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）までの7議案についてお諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第10号までの7議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第19号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第11、議案第11号 平成27年度小野町一般会計予算から、日程第19、議案第19号 平成27年度小野町水道事業会計予算まで、9議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第11号から議案第19号まで、9議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第19号までの討論を終わります。

◎議案第11号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第11号 平成27年度小野町一般会計予算について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第11号 平成27年度小野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号～議案第19号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第12号 平成27年度小野町国民健康保険特別会計予算から、議案第19号 平成27年度小野町水道事業会計予算まで、8議案についてお諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第19号までの8議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第24号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第20、議案第20号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてから、日程第24、議案第24号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第20号から議案第24号までの5議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第24号までの討論を終わります。

◎議案第20号～議案第24号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第20号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてから、議案第24号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてまでの5議案について、お諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第24号までの5議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第25号～議案第37号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第25、議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第37、議案第37号 小野町ふるさと文化の館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてまでの13議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第25号から議案第37号までの13議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第37号までの討論を終わります。

◎議案第25号～議案第37号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第37号 小野町ふるさと文化の館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてまでの13議案について、お諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第37号までの13議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第40号及び議案第41号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第38、議案第40号 小野町道路線の認定について、及び日程第39、議案第41号 小野町道路線の変更について、2議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第40号及び議案第41号の2議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第40号及び議案第41号の討論を終わります。

◎議案第40号及び議案第41号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第40号 小野町道路線の認定について、及び議案第41号 小野町道路線の変更についての2議案について、お諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号及び議案第41号については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（村上昭正君） 日程第40、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

厚生産業常任委員会委員長より報告のあった、陳情第1号 農道（上合内地区）の町道編入と拡幅整備に関する陳情書については、採択。

総務文教常任委員会委員長より報告のあった、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出については、採択とする。

各部常任委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号及び陳情第2号については、それぞれ採択と決定いたしました。

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（村上昭正君） 日程第41、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際、中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

初めに、企業対策特別委員会の報告を求めます。

企業対策特別委員会委員長。2番、吉田康市委員長。

〔企業対策特別委員会委員長 吉田康市君登壇〕

○企業対策特別委員会委員長（吉田康市君） 平成27年小野町議会定例会3月会議において、企業対策特別委員会の活動についての中間報告を申し上げます。

初めに、去る1月15日、村上議長はじめ全議員、並びに大和田町長、企画商工課職員にご同行を頂き、鶴庭工業用地上段部分に立地が決定した株式会社アブクマへの企業訪問を実施いたしました。

小松崎社長より、今後の小野町での工場建設スケジュールや雇用見込みなどの概要の説明を受けるとともに、同社が製造している建設機械用部品等が海外へも輸出拡大されており、「今後、小野町から世界へ」とのご発言もいただいたところであります。

当委員会でも、当町への立地に感謝するとともに、操業に向け、所要の支援をして参りたい旨をお伝えしたところであり、併せて、同社工場の視察をして参ったところであります。

次に、2月19日に、村上議長並びに企画商工課長、副課長にご同行を頂き、町内立地企業支援活動の一環として、東栄化成株式会社小野工場、ブイエス科工株式会社福島工場への企業訪問を実施いたしました。

それぞれの工場長より、事業内容や現在の生産状況をはじめとする事業概要の説明を受け、併せて生産施設等の視察を実施したものであります。

両社とも順調に生産活動がなされておりますが、当委員会としても、町当局とともに今後とも所要の協力をして参りたい旨を申し上げてきたところであります。

以上が当委員会の中間報告であります。雇用人口拡大、地域経済活性化のため、引き続き、委員会活動を積極的に行い、更なる企業誘致と既存企業の支援に精力的に取り組むことを申し添え報告と致します。

○議長（村上昭正君） 次に、公共施設建設等調査検討特別委員会の報告を求めます。

公共施設建設等調査検討特別委員会委員長。10番、佐・登委員長。

〔公共施設建設等調査検討特別委員会委員長 佐・登君登壇〕

○公共施設建設等調査検討特別委員会委員長（佐・登君） 平成27年小野町議会定例会3月会議において、公

共施設建設等調査検討特別委員会の活動内容について、中間報告をいたします。

はじめに、去る1月28日、特別委員会を開催し、町執行部で昨年設置された「小野町公共施設等整備検討委員会」の進捗状況と今後のスケジュールについて、総務課長より説明を受け、検討委員会の役割及び今後の進め方等について質疑を行いました。その後、各公共施設の整備について検討を行い、各委員からは様々な視点からの意見が出されました。今後、各公共施設整備に対する議会としての意見を整理のうえ、随時、町執行部に申し入れることと決定いたしました。

次に、去る2月27日、当特別委員会の所管事項の調査・検討のため、健康福祉課長、副課長にご同行いただき、鮫川村への行政調査を実施いたしました。

今般の行政調査は、当町においても調査検討を進められている「温浴・交流複合施設」に関する調査検討を目的に、平成23年4月にオープンした鮫川村の「村民保養施設 さざり荘」の施設整備について調査を行ったものであります。

行政調査では、鮫川村長をはじめ、施設の指定管理者等から「村民保養施設 さざり荘」の建設に至るまでの経過、及び施設の活用状況等について説明を受け、また施設内の見学もしてまいりました。

行政調査終了後は、小野町多目的研修集会施設において、特別委員会を開催し、「認定こども園」の施設整備について検討を行いました。

今後も引き続き、所管事項の調査・検討活動を精力的に行ってまいりますことを申し添え、当特別委員会の中間報告といたします。

◎特別委員会委員長の中間報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

これより、追加議事日程の資料を配付いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時20分

○議長（村上昭正君） 資料の配付漏れはありませんか。

なければ再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第1、議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は本年6月30日で任期満了となります。現委員の佐藤信之氏から本任期満了をもって退任したいとの申し出があったため、35年余りの長きにわたり自衛隊に勤務をされ、退職後は福島県保健衛生協会へ勤務をされながら、町の「小町夢太鼓」の指導をするなどの社会活動に従事され、人格、識見とともにすぐれている大字小野新町字宿ノ後100番地8の、先崎隆春氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、委嘱された日から3年の任期となるものであります。

よろしく願いいたします。

◎議案第42号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第42号について質疑を終わります。

次に、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

◎議案第42号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任とする意見に賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第42号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とする意見に決定いたしました。

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、7番、宇佐見留男議員の説明を求めます。

7番、宇佐見留男議員。

〔7番 宇佐見留男君登壇〕

○7番（宇佐見留男君） 議員提出議案第2号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条の規定により、下記のとおり提出する。

平成27年3月13日提出。

提出者、宇佐見留男、賛成者、宗像芳男、同じく佐・登、同じく遠藤英信、同じく水野正廣、同じく籠田良作の各議員であります。

提案理由。

小野町課設置条例の一部が改正されたことに伴い、各常任委員会が所管する課の名称を改めるとともに、常任委員会の効率的な運営を図るため、町民生活課に関する事項全てを総務文教常任委員会の所管に改めるため本条例改正案を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

◎議員提出議案第2号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第2号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第2号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第3号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第3、議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、4番、宗像芳男議員の説明を求めます。

4番、宗像芳男議員。

〔4番 宗像芳男君登壇〕

○4番（宗像芳男君） 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成27年3月13日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、遠藤英信、同じく久野峻、同じく宇佐見留男、同じく籠田良作、同じく吉田康市の各議員であります。

提案理由。

最低賃金の引き上げは、非正規労働者の所得の向上に寄与するものであり、デフレからの脱却と経済の好循環を図るためにも必要不可欠である。

また、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためには、最低賃金の引き上げと早期発効が求められる。さらには、最低賃金の引き上げは、一定水準の賃金が確保され、県内における労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流失に歯止めをかけ、福島県の復興を促進する上でも、非常に重要な位置づけとなっている。

ついては、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めるため、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第3号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第3号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第3号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第3号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村上昭正君） これで、定例会3月会議に付議された事件は、全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（村上昭正君） 定例会3月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は平成27年度各会計当初予算を初め、補正予算、条例の新規制定、一部改正を初め、いずれも重要案件の審議でありましたが、9日間にわたり熱心なご審議を賜り、全議案終了することができました。

また、一般質問においては、6名の議員が登壇され、長時間に及び町政全般への闊達な質問、大変ご苦労さまでございました。

さて、通年議会も2年目を迎え、今定例会よりは一般質問の本会議に教育委員長、農業委員会会長のご出席をいただくことになりました。これは少子高齢化・人口減少時代の中、過疎対策や地方創生など、町の課題解決のための計画策定並びに事業推進効果、検証等の各段階において、それぞれの機関が一体となつての議論が不可欠と考えてのことです。

議会といたしましても、その役割を十分に認識し、活発な取り組みを行って参る考えでありますので、町執行部におかれましても、引き続き町政進展のため、一層のご尽力をお願いする次第であります。

少しずつ寒さも和らぎ、春の足音が近づいておりますが、議員並びに町執行部各位におかれましては、ご自愛の上、ご活躍されますことをご祈念申し上げ、本定例会の挨拶にかえさせていただきます。

ご精励、まことにご苦労さまでした。

◎町長挨拶

○議長（村上昭正君） ここで、町長より発言があれば、これを許します。

町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成27年度小野町議会定例会3月会議の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例議会には、平成26年度一般会計ほか、補正予算案件8件、平成27年度一般会計ほか、当初予算案件9件、条例の制定案件5件、条例の一部改正案件13件、変更契約案件2件、町道路線の認定変更案件2案件、人事案件1件、合計40案件をご提案申し上げましたところではありますが、議員の皆様には連日ご精励の上、慎重審議の結果、ご議決をいただきましてまことにありがとうございました。

今議会においての多岐にわたるご質問や審議の過程で頂戴いたしました議員各位からの様々なご意見、ご指導に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の適正なる予算執行、町政運営に努める所存であります。

平成27年度は町の将来をしっかりと見据え、第四次小野町振興計画後期基本計画を柱とした過疎地域自立促進計画、地方人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略などの各種計画の策定を行い、「元気なまちづくり」、「安全で安心して住めるまちづくり」を目指し、着実に歩みを進めて参る所存でありますので、今後とも忌憚のないご意見やご指導、ご協力をお願いしたいと存じます。

簡単ではありますが、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時36分